

生産緑地地区に関する都市計画の方針について

《パブリックコメント実施状況》

◆意見の募集について

案件名	岸和田市生産緑地地区の区域の規模に関する条例（案）及び岸和田市生産緑地地区の指定に関する基準（案）について
案の公表方法	市ホームページ、広報広聴課情報公開コーナー、都市計画課、各市民センター、山滝支所
意見の募集期間	平成 30 年 11 月 20 日（火）～12 月 20 日（木）
意見の提出	意見書：3 通

◆意見の概要について

意見の要旨	市の考え方
<p>長年耕作をしてきましたが規模が小さいため、生産緑地地区指定を受けられず、宅地並みの固定資産税を納税してきました。</p> <p>同じ農業をしているのにも関わらず、生産緑地地区指定を受けた農地との税額の大きな差に矛盾を感じ続けてきました。</p> <p>今回のこの条例制定及び指定基準の見直しを確実に実施し、公平な課税をお願いします。</p> <p>【2件】</p>	<p>条例案及び指定基準案に賛同するご意見をいただきありがとうございます。条例及び指定基準の成立に向け取り組んで参ります。</p> <p>市民の皆様には、今後とも都市農地の適正な保全にご協力をお願い致します。</p>
案に賛成します。	

※いただいた意見の要旨・市の考え方については、市ホームページで公表